荒川第二·三調節池環境保全懇談会 公開要領

(目 的)

第1条 本要領は、荒川第二・三調節池環境保全懇談会規約の第7条の規定に基づき、荒川 第二・三調節池環境保全懇談会(以下「懇談会」という)の情報公開に関し必要な事項を 定めるものである。

(会議等の公開)

第2条 会議および会議資料、議事概要は、原則として公開とする。

但し、希少動植物の保護や、個人の財産に関わる情報の保護等の観点から公表すること が適切でない場合は、その理由を明らかにし、当該部分を非公開とすることができる。 なお、公開、非公開の判断については、座長が決定する。

(懇談会開催の周知)

- 第3条 懇談会の開催は、公開、非公開にかかわらず、懇談会開催日までに一定の方法(インターネット等)により周知するものとする。周知後、公表内容に変更が生じた場合も同様の方法により周知するものとする。
- 2 周知の内容は、懇談会の名称、日時、場所、議事予定、傍聴の可否、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(会議の傍聴)

- 第4条 傍聴を希望する者は、第3条の規定により示された傍聴手続きに則り、傍聴の登録 手続きを行い、受付にて名簿の確認を行った上で会場に入室するものとする。
- 2 傍聴者は、以下の事項を遵守するものとする。
 - 一 懇談会の撮影、録画をしてはならない。ただし、報道関係者の懇談会冒頭での頭撮りを除く。
 - 二 懇談会の録音をしてはならない。
 - 三 発言、私語、談論等を行ってはならない。
 - 四 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
 - 五 プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
 - 六 ビラ等の配布を行ってはならない。
 - 七 みだりに傍聴者席を離れてはならない。
 - 八 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
 - 九 前各号に掲げるもののほか、懇談会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をして はならない。
- 3 座長は、傍聴者が前項の規定に違反した場合には、傍聴者に会場からの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第5条 この要領の変更や規定に定めなき事項については、懇談会で定める。

附 則

この要領は、平成31年2月28日から施行する。